れば、資格は問いません。これは、家族よりも要介護者の方が多かったです。3番目が、 現行の中心である専門学校、短大の専門コースということでございました。こちらは家族 の方が多かったです。

国家試験の必要性は必要が39%、ほとんど4割近くで、必要でないを上回っております。 特に家族は、半分が国家試験の必要性を認めておりまして、もちろんどちらも第1位であって、わからないなどを上回っております。ここら辺は今回の方向性に似てきてしまうんですけれども。

状態が悪くなったとき、介護を受ける場としては、要介護者も介護者も一に自宅。第二位は要介護者は、病院。家族は福祉施設というようにはっきり分かれました。

これで私どもがつくづく思いますことは、やはり今回の報告でそうお願いしたいのですけれども、中年から学び始める人々が、現場で学びながら資格を取っていくコースというのは、やはり今も二大潮流でございます。やはり養成課程の多様性といいましょうか、そういうコースはしっかりと残していただきたい。現在の要介護者は、そういう人にしか見てもらっていないからそう思うのかもしれないけれども、言ってみれば中高年の経験のあるおばさん上がりが、しかししっかりと研修を受けて資格を持ち、専門知識を身につけた人というのを求めております。

中には外国人労働力とかそういうことも調べておりますから、どうぞごらんくださいませ。

これからクロスをかけて、在宅の人と施設にいる人との違い。それから要介護度の高い、低いによる違い。このあたりはクロスをかけたらおもしろいと思います。また自由回答に今度の介護保険制度改正に対する大変おもしろい意見が続出しておりますので、これらをきちんとまとめました上で、また記者クラブから配布させていただいたり、関係官庁に提出いたしたいと思っております。

それから私たちは設問で聞きそびれたんですけれども、男性介護者の問題があります。 中高年、特に女性の養成課程をしっかり残してほしいということと同時に、介護者の性別 は男性でもどちらでもいいという答えがそれなりに多いのです。団塊の世代がこれから地 域にどっと戻ってくるときに、この人たちが介護のどこを担い得るかということを聞けば よかったと思っております。

私は団塊の世代は、男介の世代と呼んでおります。これは男性が介護する時代ということでございます。そのような、どの分野で団塊の世代たちが介護にコミットできるかということも、これからの課題ではないかと思っております。

報告は以上でございますけれども、意見を2つばかり述べさせていただきます。皆様がおっしゃったとおりで指導者の養成ということについて、私は高橋先生のお話を聞いて高校ではしっかりした教育をやって多様な進路を持った子供さんたちが出ているということを、とても心強く思っているんですけれども。やはり高校の先生方の資格と、それから養成校の先生方の資格というか、資質、知識、情報、などがすごく違うのではないかということがちょっと気になっております。

高校の先生が、どれだけ現場を御存じなのか。あるいは養成校の先生が、高校教員が持つような、言ってみれば学術的なことも含めての高い教養というか知識をお持ちなのか。 私はそこら辺をお互いに乗り入れてさせていただきたいなと思っております。 情報公表について、廣江先生がおっしゃいましたように、現場が大変だということは、 百も承知しておりますけれども、また実習の仕方を大いに厚生労働省が、少し間に立って 調整していただきたいと思うのですけれども、やはりこれからの施設というのは、次代の 労働力の養成のために貢献するということは、オーバーなことを言うと義務づけられても いいのではないかぐらいに思っております。

これは私が前にお手伝いさせていただいて、もう既に改正介護保険法の中に込められておりますが、中島先生と御一緒にやらせていただきましたけれども、介護保険事業者の情報公表というものがありました。あの中に例えば特養とか福祉施設、事業所の中に、実習を受けて入れているかいないかという項目を、ぜひ情報公表の項目の中に入れてほしいと願っています。すでに資格要件ができて有資格者がどれだけいるかという項目は入りました。労働条件なども入りました。

実習については、ほかのさまざまな法制度改正とタイアップしながら、実効のある制度 にしていただきたいと思っております。

それからキーワードがたくさん出てきて、例えば私なども力説しました生活とかコミュニケーションということばを入れていただいたことは、とてもありがたいと思っております。

だけどきょうちょっとお話が出ていたように、尊厳ということを具体的に守っていくまさに消費者保護の問題、利用者保護の問題。。それから地域という視点が実は大事なのに、介護保険法改正の全体の制度のキーワードは、私は一番大きいものは何かと言われたら地域じゃないかと思っておりますが、そこがちょっと希薄だったかなという気がいたしております。長くなりましたが、ありがとうございました。

(京極座長) 調査に基づく貴重な御意見ありがとうございました。養成校のことで私 もちょっとついでに、座長の立場でというよりも、一委員の意見として一言。

高校は養成校としての位置づけではないと思います。大学は、4大であっても養成校として、教員資格その他縛りがありますけれども、これは社会福祉士制度がスタートした時点では、従来の高校の福祉校、当時は保育が主だったと思うんですけれども、そこが十分に対応できるようにということで来たんですけれども。

今後のことを考えてみると、文部科学省所管だから一切縛らなくていいということではなく、矛盾があって。4大は養成校で縛っておきながら、高校は余り縛られないというので、これは文科省と厚労省の話し合いで、一部やはり養成校としての要素を持っていなくてはいけないのではないかという感じもします。

これは、高校の先生から言わせるととんでもないと。厚労省の干渉だというように受け 止めるかもしれませんけれども、一般の方から見ますと、何でなんだという疑問はありま す。この点は、樋口委員の質問と合わせてお答えいただければと思います。

(矢崎課長) 福祉系高校の教員というお話だと思いますが、御説明の中でもいたしましたが、今回これまでの御議論を踏まえて、シラバスを見直す中で、どういう方が教員にふさわしいのかというのも、また見直していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、シラバスの見直し、あるいはそういった教員の方というのは、 私どもとしましても、文科省さん、あるいは福祉系高校の方々とも、十分意思疎通をして 進めていきたいと考えています。目標は特に高橋委員も言われましたけれども、養成校、 高校、大学を通じた全体のレベルアップということだと思います。規制をどうするかという問題は別にしても、実質的にそれぞれレベルアップを図る、そんな対応を文科省さんとも相談をしながらやっていきたいというふうに思っています。

(京極座長) 私もちょっと言葉が足りなかったんですけれども、高校は、高校教諭という資格を取っておりますし、大学は教授会等で教員になる資格は、大変厳しいものですから、養成校はそこはやや不明瞭なので、かなりかたく縛ったという経緯が、あったと思います。

和田委員、それから髙橋委員。

(和田委員) 先ほどの樋口委員のお話にも少し関連するんですけれども、資料2の3ページのところ、②番の実務経験ルートについて、実務だけではなくて一定の養成課程を課すということ。それから4番の実務経験ルートのうち、ヘルパー研修の見直しによって基礎研修を行って、それを修了した者については、2年で国家試験受験資格を付与するとなっています。

先ほど基礎研修プラスアルファというお話も出ました。この2つは、内容的には、検討が今後されていくと思うんですけれども、ほぼ同じような内容になり得る可能性もあるのではないかということです。確かに基礎研修を受けた上で実際の仕事に入ってもらうということを確立していくことが、基本的には重要だと思うんですけれども、この2番と4番の中身について、もう少しすり合わせをして、整理をする必要があるのではないか。

同じ実務経験というふうになりながら、3年と2年ということもあって、この辺のところの検討が必要ではないかということが一つ。

それから実際には、例えば通信教育のようなことをしないと、どこに住んでいてもこういう研修を受けるというのは、なかなか難しいのではないかと思います。その場合、実際の身近なところでスクーリングとか実習が行われるようにするためには、相当いろんなところとの協力体制を組んで、だれでもその気があれば、こういう研修が受けられるような体制を全国的につくっていかないといけない。養成校だけですと、かなり偏在していますのでなかなか難しいということがあるのではないか。

それから私の立場から、この資料3の2ページのところで、先ほどもお話があったんですけれども、基礎科目と「こころとからだのしくみ」、介護、この3つにするということになっているんですけれども、介護福祉士がソーシャルワークの社会福祉士に少し引っ張られているのではないかというふうに私は前に発言したんですけれども、一方でやはりそういう側面も大事なところがあるのではないか。ソーシャルワーク的なところが非常に重要ではないか。

先ほども例えば地域とか家族とかそういうものとの関係を、しっかり理解しておくというようなことが必要ではないかという発言があったのですが、そういう側面が、どこに入ってくるかというと、基礎科目の中に入れるのか。あるいは今は「こころとからだのしくみ」となっているのですが、多職種協働というところが「こころとからだのしくみ」の一つのねらいだとすると、そこの中に入れるのか。少し検討していただきたいと思います。そういうことを考えていただきたい。

それからその次の3ページ、これは文言上の問題なので、大した問題ではないんですが、 4つ目の○のところの最後、「単独で介護ができるようにする」と書いてあるのですが、 個別ケアのことかなと思われます。単独というとヘルパーさんのイメージが強く出てくるので、むしろ個別ケアをするためには、その人の心理的な面とか社会的な面も含めて、適切な判断をしながら進めなければならないということになるのではないかと思います。

ちょっとこれは後で説明していただければと思うのですが、4ページのところで、2年課程を基本として検討して、他の養成課程の教育内容については作業チームとなっているのですが。他の課程だけが作業チームなのか。そこのところがちょっとよくわからなかったので、後で御説明いただければと思います。

それから資料4ですけれども、3ページのところに、入所実習施設の「望ましい基準」というのが出ています。先ほどから、ユニットケアなどの話もいろいろ出てきているので、ユニットごとにリーダーを置いて、実習指導ができるような体制を持っているということも、入れておいていただければいいのではないかと思っています。

それから実習指導者がいても、なかなか現場のフロアごとにはそういう人がいないという話がよく出てきます。 廣江先生のところなどは、新人を1年をかけて一人前に育てる仕組みができていますけれども、そういう仕組みをちゃんと持っているような、初任者の教育プログラムを持っているところというものも、非常に重要ではないか。

それは結局は、実習指導の中身を非常に充実したものにする可能性があるということで、 考える上でそういう点もプラスして考えていただければと思っています。以上です。

(京極座長) たくさんの貴重な御助言をいただきました、事務局で答えられるところだけについてお話をいただいて。次に移っちゃうと論点がずれてしまう恐れがありますので、よろしくお願いします。

(矢崎課長) もちろん今後御指摘を踏まえ検討していかなければいけないという点が多かったと思いますが、幾つか申し上げますと、お話がございましたように、実務経験ルートについての教育、これは、通信教育を含めてですが、実際に教育のチャンスが均てんするように、その体制はきょうお集まりの方々のような団体にも御協力をいただきながら展開していく必要があるだろうというふうに認識しております。

それからソーシャルワーク的な要素をどうするかということですが、制度的な知識とソーシャルワーク的なものについては、社会福祉士ほどのものは要求されないでしょうけれども、一定部分、特に直近の介護保険法、自立支援法の関係はいるだろうという認識です。それから現在でも社会援助技術といった項目がありまして、それをその中にどういうふうに再構成していくのか、介護技術の方で書くのか等々そういったことも検討していきたいと思います。

そういったシラバス・カリキュラムの検討ですが、ワーディングは十分適切ではありませんが、基本的にはこの検討会での御議論を踏まえて、有識者の方、実践家の方、そういう方からなるチームをつくってやっていきたいと考えています。その際に、やはりコア、ベースになりますのは、2年制の養成課程だと思いますので、そこの基本をしっかりした上で、応用問題として先ほどから御議論になっています、実務経験ルートでの一定の教育プロセスをどうするのか、それは介護の500時間というのも、一つの参考になると思いますが、そういうものも見ながら考えていきたいということであります。

それから望ましい実習基準とか、実習施設の基準等々につきましては、具体的には、そういった検討の中で考えていくことになるのではないかというふうに思っています。

(京極座長) 私も基礎科目のところは、哲学的なものと、それからケアワークの本質的なもの。それから社会システムの3つが入っていますので。この検討会でそれをどこをどうするかという議論をしていきますと、永遠に終わらなくなりますので、やはりシラバスの検討の中で少し整理をしてやっていただければと思っております。

それでは高橋委員、江草委員という順番でお願いします。

(高橋委員) 樋口先生、先ほど最初は誉められたなと思ったのですが、よく話を聞いておりましたら、高校は教諭だから、能力がないのではないかというふうな感じに私は受け取ったので、ちょっと高校の先生方を代表して、一言申し上げさせてください。

確かに高校は4大を出た人が一般的です。むろん大学院を出たのもいます。最初は文科 省のにわか的な講習を受けて、教科福祉の免許を取った人もいないわけではございません。 でも最近は専門大学で、福祉にかかわる専門的な知識をうんと得て、出てきて教諭になっ てございます。

うちの教員を見る限りにおいては、教科福祉の免許は持っているし、1人で3科目ぐらいの教員免許を持っている者もいます。あわせて社会福祉士、介護福祉士の資格も取ってそして教壇に立っている者が多くいます。

そういう意味では高校の教諭は、人生のトータルバランスにおいては、大学教授に勝るとも劣らないと、そういう教員が数多くいるということを、高校の代表者として一言申し上げさせていただきます。

(江草委員) それではちょっと申し上げたいと思います。私は結論的に言いますと、 事務方の方で御説明いただいたのは、あらかた賛成であります。なぜかということをこれ から申し上げます。

第1に先ほど京極先生からもお話がありましたが、養成しておりますのは実は2年間の学校が多いのは確かですけれども、4大もたくさん入っています。介養協の中でも相当部分4大が入っています。そしてまた高校は、これには入っておりませんけれども、高校でやっていることも事実なんです。

そうしますとこのカリキュラムの場合に2年制の学校を頭に置いて、すべて考えるべきかというと必ずしもそうじゃないと思うんです。そうしますと私は最初にプレゼンテーションの際に申しましたように、私自身としましては、2年より3年、3年よりは4年でありますけれども、やはりそれに達するためには段階的ということもあってはいいのではないか。同時にその段階的といいますのは、教員の確保とかカリキュラムの充実とかこういうものが並行しないと、ただ2年を3年、3年を4年にやっただけでいいわけでもないのではないかということから、私は当面は2年で考えるという考え方に対しては、適当ではないかというふうに思っております

それではその次にでは何が問題なのかということでありますが。先ほどのお話にありましたように、1800時間程度とありますが。この程度というのが大変いいことではないかと思います。なぜかというと、今は現実にどうかといいますと、1900時間から2000時間やっているんです。現在の介護福祉士養成施設ではやっているのが実態なんです。

ただそれを見ておりますと、かなり学校差というか、学校の特色が出ています。特色は もちろん必要です。必要なんですけれども、やはり基礎的に確保していただかなければい けないものがまずある。その上に特色を出すのがいいと。まず基礎的に確保するものを考 えれば、1800時間程度と。

これをもっと高めますと、はっきり言って、今度高等学校が困ります。なぜかというと、 これが国家試験の出題基準になっていくと思います。だからいっときにやっていくのはど うであろうかということを、私は考えた次第です。

それから次にシラバスの内容です。この間も実は大変能力の高い、そして経験豊かな白井さんという方が講師としてお越しになってお話がありました。17年ぐらいやっているとおっしゃっていたと思いますが、あの方のお話を聞いておりますと、本当にすぐれた教師です。そして実践家です。

ところがあの方も例えば医学一般という場合に、介護のためにという但し書きがついた 医学一般ではなく、医学一般というのを聞いて、しかもそれが内科医だということですか ら、内科医は自分の知っていることべらべらしゃべっていると。これでは同じ時間でも中 身が違うのではないでしょうか。

そういう意味で私はシラバスに、かなり厳重に介護のためのというのを盛り込んだもの に考え直すべきではないか、これが次です。

それからその次に教育技術についてです。私は自分に関係のあるところしか知らないんですけれども、まず私は現在の看護教育とか医学教育が持っているような、教育技術は持っていないと思います。教育機器を駆使した教育になっているかどうか、相当問題があると思います。まだまだ時間を余りがんじがらめにいうよりは、時間内の中身がどれぐらい充実しているかということを、同時に考えなければいけないのではないか、こう思っております。

それからもう一つ大きいことは、実習の話です。実習とは一体何かということも考えないといけない。施設へ行って実習指導者が立派である、これに越したことはないんですけれども。それ以前に実習に行くまでに、基礎的な技術をどこまで教えているのかということも問題になるのではないかと、私は思います。ほとんど基礎的なことを、福祉施設に行って習うというのは、おかしいです。基礎的なことこそ、学校でやる。そしたら出ていくべきではないかと思います。

そのために、私はかねて主張しているんですけれども、ではどんなカリキュラム、どんなシラバスで、どんな実習をして、その実習で指導者と学校とそして学生です。学生を中心として実習指導者と学校、この3者の関係がどのようなものであることが望ましいのかということ、やはりこれがベストですよと、あるいはベストに近い形ですよということをまずつくらなければいけないのではないか。

堂々めぐりをやって、うまくやっているところとだめなところとが、お互いにそしり合ってもしょうがないじゃないか。そのためには私は地域性ということもあるでしょうし、これは、ある種の文化度でもあります。文化性ということもあります。北海道と九州は違うでしょうし。大都会と農村は違うでしょうから、何カ所か、5カ所か6カ所が10カ所か。ともかく長期にわたる必要はありませんから、2年か3年か4年かをかけて、こんなふうにやったらうまくいきますよというのを、まずつくるべきではないかと思います。

これはここの委員会で議論をするより、むしろ役所の方で御議論をいただいて、決めていただいたらありがたいと思うんです。

かつて私はプレゼンテーションのときに看護教育の方で、私の方で、新たに定員をふや

そうというときに看護課から来られまして、実習病院を朝から晩まで細かく点検されました。大学付属病院なんです。でも点検された。看護教育においてふさわしいかどうかということです。これは私は非常に見識に敬意を払います、

それほどできているかというとできていない。できていない理由は2つあると思います。 一つは、福祉基盤課もそれほど人を持っていない、これは大きいと思います。

しかしもう一つ大きいのは、それで余り難しく言うと、実習を受けてくれるところがなくなるのではないか。こういうことも私はあると思います。そこですべてにこれを要求することは無理だから、どこかモデル的なものをつくって、まずやってみたらどうか。それはどういうことをやるのかと言われても、私も困るんだけれども、これからの考えでいいんじゃないでしょうか。例えば廣江さんが引き受けるといったら、廣江さんのところでやるとか。ともかく文句を言う人のところでまずやる。これが実習というものだというのをやらないといけない。

それには当然実習指導者を配置する必要もあります、いろんなことがあると思います。 全国ものすごい数の学校とものすごい数の実習施設に、平等にあれもこれもというわけに はいきませんから、少数のモデル的なところをまずやってみて、いいようだったら、それ を伸ばすとか何かじゃないでしょうか。そしてそういうことになった施設は、星4つぐら いでしょうか。そうすると介護保険の支給が変わったとか。高いところは高いだけのこと をしていただかないと困る、こう言ってもいいんじゃないでしょうか、と思いました。

それから田中さんの御発表を聞いていて、私は我が意を得たりであります。確かにおっ しゃることはそのとおりなんです。しかも調べていただいたこと、割合私と田中さんは意 見が違うことが多いんですが、きょうは一致しております。

それからもう一つちょっと申し述べたいと思いますのは、この前介護福祉士養成施設の 先生が、ぼんぼんいなくなるのではないか。バーンアウトだというようなことをどなたか がおっしゃった。調べてみたら、違います。辞めていった人の平均は5年です。しかもそ の中で3分の1ぐらいは、京極先生がおっしゃっていただいた、4大の方へ引き抜かれて いっております。ですからこれは沈没ではないです。こういうことであります。

現在勤めている人の平均年齢はどうか、勤務年齢、やはり5年以上です。ですから少なくともバーンアウトはないと言っていいと思います。以上です。

(京極座長) 多くの貴重な意見をありがとうございます。時間の関係で、次の論点もありますので、どうしてもいう方に発言。堀田委員。

(堀田委員) 全体として介護福祉士という資格を単体で見ますと、私も取りまとめていただいている方向性で、おおむね賛成です。

ただ資料1で言いますと、まとめてくださっているⅢの資格制度のあり方から、これから御説明があるだろうⅦの能力開発とキャリアアップまでの議論が本当に生きるためには、今出されていないのですが、Ⅷの魅力とやりがいのある職場づくりというところをいかに書き込めるかが鍵だと思います。そこがないと、机上の空論で終わってしまいます。

まず、介護職の任用資格のハードルを高く、介護福祉士にするといっていて、さらに介護福祉士そのものも教育時間の延長など取るのが大変になる方向です。そうすると、果たして新たななり手がいるのか。今やっている人たちは本当に資格を取りたいと、キャリアアップしたいと思うのか。資格そのものはよいものになっても、なり手がいない議論をし

ているだけでは、せっかくの取りまとめが生きないのではないでしょうか。

近い将来、みんな介護福祉士にしましょうと言っていますけれども、果たしてそれがいいかどうかということも合わせて、このままですと近い将来というのはずっとやってこないのではないかという気がしています。

関連して、田中委員の御報告にもありましたけれども、現職の方々が研修の充実、雇用 形態や給与などいろいろなことに御不満を持っていらっしゃるわけですので、例えば雇用 管理のモデルを蓄積していくといったことをWIに入れていくことはできるでしょう。

それからきっとほかの局との関係で、いろいろと書きにくいのだろうなとは思うのですけれども、各事業者あるいは職能団体が、それぞれの立場でキャリアアップをさせたいと思うような、キャリアアップを誘導するような、報酬を含めた制度のあり方をこれからきちんとあわせて検討していきますという道筋を、何らか意味のある形で、VIIに盛り込んでいただかないと、せっかくのIIからVIIが生きないのではないかなというふうに思います。

もう1点、先ほど樋口委員が報告された要介護者の希望というところが、興味深かったのです。今のままでいくと、より専門性が高い人が介護職になっていく。そうすると、よりコストもかかることが予想されます。でも一方で、現状では介護福祉士の資格を持っていない方々も、多く働いている。そして要介護者からみた「望ましい介護職員」というところで、「人柄がよく経験あれば資格を問わず」という人が家族よりも多かったわけです。

介護保険制度の中で行うべき介護の中身と、周辺、家族あるいは地域で担うべきところ、 その辺のすみ分けも検討していかないと、専門性の向上だけを求めていくのでは、制度と して破綻してしまうのではないかなというふうに思います。

という意味でこのWIのところはぜひいろいろと書き込んでいただき、介護の担い手という意味で広くすみ分けを考えていくことも何らか視野に入れておいていただきたいと思います。

(京極座長) 中村局長、ちょっと簡単に。

(中村局長) 簡単に申し上げますと、我々の作業の進捗の関係で、きょうは部分的にしか御相談できていないので、当然ローマ数字のⅠ、Ⅱ、それからⅧがないと完結しないわけです。大変申しわけないのですが、次回には全体像をお示しできると思いますので、改めてまた次回見ていただいて御意見を賜りたいというふうに思います。

今御意見でいただきましたことは、私どもも同じように考えております。特にWT番の点でございます。この会でも離職率が高いとか、なかなかマンパワーの確保が難しいとか、または冒頭に委員の皆さんから介護保険の介護報酬が現実を決めているから、そこのところが動かないと、実際にワークしないのではないかとか。そういう御意見をいただいておりますので、そういうことを踏まえてやはり全体をまとめなければならないと思っております。

(京極座長) ありがとうございます。もう一つの議論がございますので、資料 5、資料 6 について、事務局から簡潔に御説明をいただきまして、その後残された時間、議論をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

(成田室長) 資料5、資料6説明

(京極座長) ありがとうございました。大変重要な論点をたくさん含んで、今まで議論したことも随分整理されて入っていると思います。これについては、今まで発言されて

いない方も含めて、阿部委員。

(阿部委員) 先ほどまでの理論と合わせ、この2つのペーパーについてもコメントさせていただきたいと思います。まず第1に、私が最初にこの会に出たときに言ったことは何だったかというと、これから労働力人口が減少する中で、一方では後期高齢者人口がふえていく中で、介護ニーズというものはふえていく。これに対応して、どのようにしていくかというのが、非常に重要であるだろうということなんです。

今回ここで事務局が提出されていた、この制度自体は現状では、多分すばらしいものになるのではないかと思いますが、今後20年後、30年後、あるいは50年後を見通したときに、果たしてこれで大丈夫なのかといったところはあります。

と申しますのは、多分介護技術も変わってくるでしょうし、要求される専門知識も相当変わってくるのだろうと、思うんです。ところが今皆さんの議論を聞いていくと、国家資格で全部が済んでしまうような、何となく話を聞いていますと、そんな気がします。例えば実習は大事だと。でも実習をやったからといって、それで済むわけではないわけで、その後どれだけOJTやあるいは、Off-JTを通じながらスキルを向上させていくかというのが必要だと思うんです。

私が申し上げたいのは何かというと、結局1800時間に延したから。それです済むかといったら、そうではない。その1800時間の中で、今後シラバスにどういうつくり込みをしていくかわかりませんが、本当に必要なもの、それから10年、20年、30年揺らがない。そういった知識、スキル、そういったものを凝縮して国家試験の前にやって、その後変化する介護のスキル、あるいは技術、専門知識、こういったものは、その場その場で変えていくような仕組みづくりをしていかないと、多分制度疲労を起こすのではないかというふうに思います。

ここですべてをおじゃんにするわけではないですけれども、どういうふうに今後シラバスのつくり込みをしていくのかということが、非常に重要な話ではないかというふうに思います。ぜひ将来を見すえて、この制度が疲労しないようにやっていただければと思います。以上です

(京極座長) それでは井部委員。

(井部委員) 先ほどの資料5ですけれども、2ページ既修得科目の取り扱いという点です。この中に先ほど私は樋口委員のコメントにとても感銘しました。これからは男介、男が介護するというような。

ちょっと余談ですけれども、男性の方が女性よりも本質的には優しいのではないかと、 私はずっと思っております。介護要員としては適切であると思っております。特に団塊の 世代、仕事をやってきた次の仕事として、介護福祉士といったような介護の仕事をしてい ただくのは、おばさん、おじさんたちが、この領域に入ってきていただくとか、そういう 期待は大きいと思います。その意味では、中高年の人たちがこれまで培ってきた学歴とか 学習内容について、一定程度評価して、一から勉強し直さなくても、勉強したい人はし直 していいと思いますけれども、一定程度認めて、次のステップに行けるようにするという 点で、この既習科目をどのように取り扱うかというのは、とても意義のあることではない かと思っております。

この2つ目の○で、基礎分野の科目については、単位認定をするというふうに書いてあ

りますけれども、介護に関連する専門分野についても、一定程度を既に学んできている人 たちもいると思いますので、単位認定の内容とか、どういう人、あるいはどういう学歴や どういう経験について認定するかということについては、できるだけ寛容であっていいの ではないかと思っております。その点については、いかがお考えでしょうか。

(京極座長) これは、専門の検討会で具体的に議論する内容だと思いますが。

(矢崎課長) まさに既修得科目の扱いのテーマを設定しましたのは、井部委員がおっしゃるようなことを念頭に置いているわけです。具体的にいわばこういった単位のポータビリティーをどう認めていくか、これはまさに今おっしゃいましたように、シラバスの内容ともかかわってまいりますので、そういったことも踏まえて検討していくことになるかと思います。

ただ現行では2年制課程がポピュラーでありますけれども、福祉系大学とか社会福祉士取得者、保育士等については、1年課程といった仕組みも現在もございます。そういったものとのかかわりも踏まえて、また検討していきたいというふうに思っております。

(京極座長) 綿委員、手近にお願いします。次に桝田委員。

(綿委員) 3点、今考え方の中で、感想を述べさせていただければ。まず教員の質の向上に関して言えば、教員要件についての見直しというのが、まず必要だろうと思います。というのは例えば今介護技術も、介護福祉士5年間で教員になれる。その資質が適切かといったら、なかなか難しいところもあると考えます。

というのはこの議論の前提というのが、もともと例えばプロセスをそろえようというときに経験だけではだめだと、議論だけでもだめだ。つまり理論と実践をいかに融合させるかというところが、やはり重要な1個のキーワードになるのかなというふうに思います。ですからただ技術というところの中のしっかりしたエビデンスであるとか、そういうことを教えられる教員づくりということを考えた場合に、果たして介護福祉士で、現場で5年間積んで、それですぐ教えられるかといったら、やはりそこには1個のハードルが必要ではないのかなと考えます。

例えば、今回のシラバスの見直しの中に、介護の中に介護技術という、今回の資料2の6ページ目のところで、介護技術という言葉で果たしていいのか。僕自身は例えば、介護学であるとかというところにも、先ほど阿部委員も言われたのですけれども、本当にそういうコアの学問として置かなければいけないのではないかというところを、すごく痛感しています。ですから理論と実践を融合させるような新しいシラバスへの移行ということを、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

もう1点、教員の質の向上の中で、より専門的なところを伝えるというよりも、幅広くしつかり介護というものを勉強しなければいけない。例えば特別養護老人ホームで、5年間経験してきて、では障害者の介護概論が教えられるかといったら、これは教えられないんです。となると介護教員研修会や講習会の中でも、例えば教員の中の現場実習とかということも、今後は考えないといけないのかなと思います。

教員の中で実際の現場がわからない教員というのがいるのではないか。もちろん特別養護老人ホームで経験されて研究された方は、高齢者には強いけれども、障害者には弱いということがあっていいのかどうかだと思います。それを養成する教員の質の向上ということを考えた場合に、教員の実習、これはまたさらに現場から怒られるかもしれませんけれ

ど、教員の実習ということも考えなければいけないのかなと思います。

あと僕は大学の教員で、今養成校の教員でもあるのですけれども、このあたりが4年制大学だと、若干教員資質の中でねじれではないけど、若干おかしい現象が起きているのは事実です。これは何かといいますと、養成校だと教員なんですが、大学の組織上では助手という立場があるんです。そういう現状が実際にありまして、大学の助手という立場は、単独では授業ができないと。だけれども養成施設だと授業ができるという、ちょっと複雑な。各校シラバスに写真を載せていいのか、いけないのか。名前を載せていいのかいけないのかという、いろいろな細かいところまで議論があるくらい、その辺の整理というのをしないといけないのかなと思います。

最後の1点は、いわゆる既修得科目等の取り扱いの中に、保育との関係を整理しなければいけないのかなと思います。例えば保育課程3年、介護福祉士1年で、介護福祉士が取れる。では逆はないのかなということをやはり考えるんです。介護福祉士養成課程で終わったときに、プラス1年で保育課程が、今ない現状です。それが果たして整合性がとれるのか。僕自身はあってもいいのかということも、これは多分今後いろんなところで検討しなくてはいけない事項ですけれども、そういうことも考えていくことも必要なのかなと思います。以上です。

(桝田委員) 介護福祉士の問題の中で、基礎的能力をとにかく幅広く持っていただく という部分は非常に重要なんですけれども、次の段階で資格を取って経験を積んだ。では 次の上を目指すものをきちんと決めておかないと、幅広さだけを求めてしまっていくと、 少し目標が沈んでしまうのではないか。

それと魅力ある職場づくりの方で、やはり資格を取れば、こういうことがありますよという部分を、次回の論議になると思うんですけれども、そこの部分をやはり考えていく上で、例えば高齢者施設と障害者施設では、やはり同じ介護福祉士の資格を持っていても、基礎部分は役立つけれども、専門的な部分というのは、いわば役立たない部分が多いと思います。

ですからワンステップ上の、専門介護福祉士の分野別の、ワンランク上を実務経験を積んで、次にどうするのか。試験をするのか、そこらの論議がワンステップ上の部分でいると思うんです。

あと職場的な問題点は、次回のときにお話したいと思います。

(対馬委員) 今日配布いただきました介護士養成施設のあり方の5番目「養成施設の情報提供・評価等」についてでございます。今までは介護福祉士養成施設に学生が入学する際の判断材料は介護福祉士養成施設の教育レベルの情報ではなく、パンフレットやテレビ等々の宣伝内容によるところが大きく、これら広報情報の善し悪しが学生募集を大きく左右するのが実情でありました。

私は、情報開示を明確に位置づけするならば、教員のプロフィール、設備についての情報開示は基より、国家試験の合格率を各施設ごとに発表してほしいと思っています。

私どもの学校法人つしま記念学園は、介護福祉士の学院以外は全て国家試験を受験します。看護師・PT・OTの各学院は、合格率100%を目指し必死で頑張っております。

私たち学園の夢は、各学院の国家試験合格率を100%にし、学生募集の宣伝をしなくて も学生が集まる学院を目指すことです。介護福祉士養成施設の情報開示の中で国家試験の 合格率の開示については是非とも義務付けにしていただきたいと思います。

今日の会議の中で、ショックを受けたことについて話をさせてもらいたいと思います。 樋口先生がお示しされた資料の中で、高齢者の方が望むヘルパー像として、「実務経験の ある中高年の有資格者」あるいは「人柄よく、経験があれば資格は必要ない」というヘル パーが望まれているということでした。

私共の会社では、訪問介護が社会から評価を受けるためには2級ヘルパー資格ではだめだと常日頃から言ってきました。まずは、1級を取って下さい。そして、できる限り介護福祉士を取って欲しいと機会があるごとに呼びかけてきました。

それが最終的には、ヘルパーが提供するサービスの品質が向上し、利用者さんからの支持につながると考えてきました。しかしながら、今日そうではない事が分かりました。もっと利用者さんヘヘルパーの取得している資格について説明が必要であると痛感しただけではなく、当社はヘルパー全員が介護福祉士取得を目指していることを説明していかなければならないと考えました。

最後に本日の配布資料の6番目ですが、介護福祉士の上乗せの「専門介護福祉士」の件であります。この資料には認知症、障害者等と書かれてありますが、「在宅介護」についても加えていただきたいと思います。「施設」も「在宅」もサービスする対象は、同じ高齢者なんですが、全く違うところは、「在宅」には必要な利用者さんとヘルパーさんを結びつけるオペレーションという業務が、「施設」には必要ありません。

「在宅」にとって、オペレーション業務は、極めて重要です。利用者さんの状態を捉え、 どのヘルパーさんにサービスを担当させるかは、その訪問介護事業の質の善し悪しにもつ ながります。

専門介護士の中の一つに、是非とも「在宅専門介護福祉士」を入れていただくよう検討いただきたいと思います。

(京極座長) そろそろ時間が来ましたので、最後にどうしてもということがありましたらどうぞ。今まで全員、御発言されましたか。

(井部委員) 時間が余ったら伺いたいと思っていたのは、先ほどのイメージ図です。 勝手に、イメージ図担当だと思っているんですけれども。前回出したものから大分修正し ていただいたんですけれども、これが最終だとすると、もうちょっと検討の余地があるか なと。

△とか実線と点線の意味はどうなのか、円があったり四角があったり、つくった人の思い入れが多分にあると思いますので。これは時間の関係で、きょうでなくてもよろしいですけれども、イメージ図はもうちょっと検討の余地があるというふうに私は思っています。

(京極座長) いろいろ苦労されてつくられていると思います。専門の先生の意見を伺いながら。

(廣江委員) リスクマネジメントとか感染症の項目が落ちているみたいなので、ぜひこれはカリキュラムの中というか、シラバスの中に入るような方向で進んでいただきたい。 これは現場の声ですので、よろしくお願いいたします。

(京極座長) それでは時間が来ましたので、次回は本検討会の報告書について、御検討をお願いしたいと思っております。本日の議論も踏まえて、座長の私と相談の上、事務局で原案を作成し、委員の皆様方に、あらかじめ送付するようにしたいと思います。

なお、次回は7月3日月曜日を予定しております。余り時間がございませんけれども、 事前によろしくお目通しの上、できれば報告書に修文等書いていただいて、最終的には、 全部取り上げると混乱しますので必要なものは生かしたいというふうに考えております。 それでは事務局より、次回以降の開催予定日について、御説明をお願いします。

(後藤補佐) 次回の第8回の検討会の開催につきましては、今座長の方からもお話がありましたが、7月3日月曜日の16時から、場所は全社協の攤尾ホールで開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それではこれで第7回介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検 討会を閉会いたします。座長及び各委員におかれましては、長時間にわたる御議論をあり がとうございました。

(終了)